

ストップ！金属加工業の労働災害！！

山口労働基準監督署

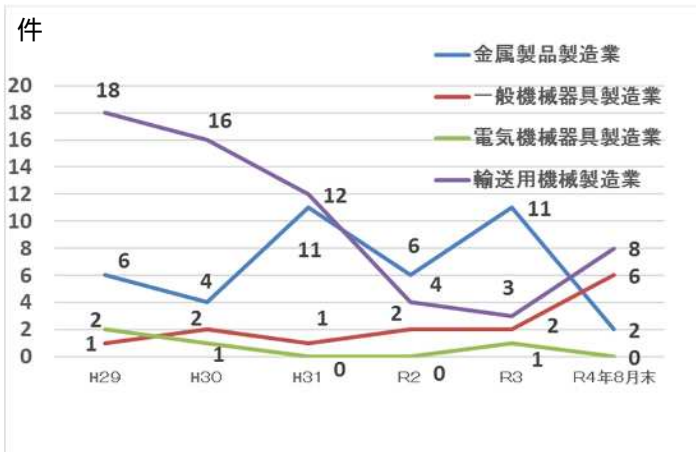
令和4年の当署管内の金属加工業(金属製品製造業・一般機械器具製造業・電気機械器具製造業・輸送用機械製造業)の労働災害(休業4日以上)発生件数は、8月末現在で16件と、すでに令和3年の17件に迫っており、これ以上の労働災害を発生させないための取組が急務となっています。

過去5年間における労働災害を事故の型別にみると、「はさまれ・巻き込まれ」災害が最も多く全体の22%を占め、次いで「転倒」災害、「飛来・落下」災害、「動作の反動・無理な動作」災害が各13%、「墜落・転落」災害が10%となっています。

このような現状を踏まえ、金属加工業における労働災害防止のため、「災害事例」及び「機械災害防止のポイント」(裏面)を取りまとめましたので、今後の労働災害防止の取組にご活用ください。

山口署管内の過去5年間の労働災害統計(休業4日以上)

災害発生件数の推移



事故の型別発生状況(H29年～R3年)



はさまれ・巻き込まれの災害事例

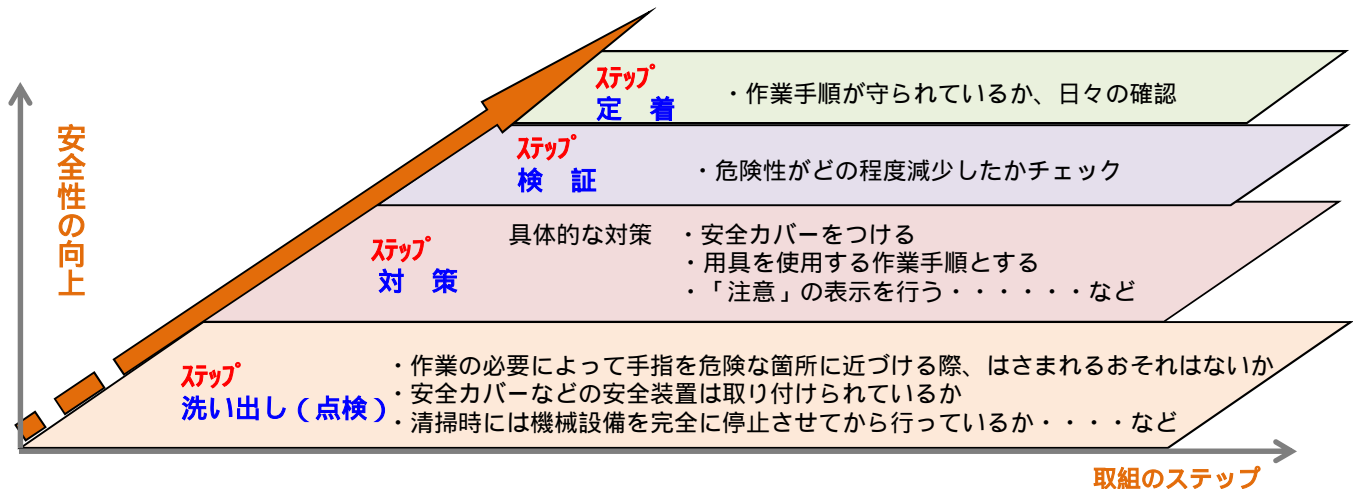
災害の概要	休業期間	業種
プレス機で材料を加工している際に、セット製品の角度変化を直そうとエリアセンサー外から手を入れてはさまれた。	2週間	輸送用機械製造業
プレスの金型交換作業を行っている際に、搬送装置上の金型とプレスとの間に身体がはさまれた。	死亡	輸送用機械製造業
ゴム手袋を着用して鉄筋の曲げ加工をしている際に、鉄筋曲げ機と鉄筋との間に指をはさみ巻き込まれた。	1か月	金属製品製造業
旋盤を使用して加工材の研磨作業を行っていたところ、回転中の加工材に腕を巻き込まれた。	3か月	機械器具製造業
金属材料をユニック車で荷降ろし作業を行っていたところ、金属材料と機械設備との間に指をはさまれた。	1か月	金属製品製造業

機械災害防止のポイント

< 機械の安全点検(危険箇所の洗い出し)の実施 >

金属加工用機械等を取り扱う作業において、「はさまれ・巻き込まれ」災害のおそれのある箇所を洗い出し、発見した危険な箇所や動作に対して対策を立てます。

措置後は、その対策が有効に機能しているか今一度チェックするとともに、決められた安全手順が守られているかについて日々確認するなど、一層の安全に向けたステップを進めましょう。



< 危険箇所の点検(把握)の留意点 >

動力機械等を用いた作業では、機械が順調に稼働している状態の時よりも、運転前後の準備(点検、掃除、試運転や片付けなど)の時や、異常発生時の原因の確認や対処(加工物の補正、給油や修理など)のための作業時において、機械等の運転を停止しないまま、危険箇所に近づくケースが多く見られます。

こうした危険箇所(作業)は、通常の作業時におけるパトロール等では把握は難しく、作業者の報告やヒアリングが必要となります。

< 洗い出しの着眼点 >

- 労働者の通行、作業位置等の作業行動から、身体の一部が機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト、チェーンなどの危険箇所に近づくことはないか(危険箇所には、覆いなどが設けられているか。)
- 設けた覆い等を取り外して、作業を行っていないか。または取り外したままになっていないか。
- 機械の運転を停止する場合に、従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための起動装置の錠、表示板等を備えているか。
- 機械の運転中に危険箇所に近づく場合は、危険箇所に覆いを設け、または十分な長さの用具を使用する等の措置を講じているか。
- ストローク端には、覆い、囲い又は柵を設け、ストロークする箇所であることの注意表示はあるか。
- 巻取りロール、コイル巻、伸線機の引出しドラム、ロールの押えロール等には覆い、囲い等を設けているか。
- 非常停止装置は、作業者が緊急時に直ちに押せる位置にあるか(確実に作動するか)。

< 社内教育の実施 >

労働者自身が、金属加工用機械等を取り扱う際に「邪魔になる」としてカバーを外したり「うっかり指を入れてはさまれてしまった」ということのないように、**安全意識を常に高いレベルで保つていただく取組(教育)が重要です。**

その教育手法の一つとして、過去の災害事例などから学ぶ活動が効果的です。

厚生労働省のホームページ「職場のあんぜんサイト」には、事故の型別の労働災害事例、ヒヤリハット事例が掲載されていますので、是非ご活用ください。